

令和7年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和7年9月18日（木） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第98号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（6名）

1番 三田敏秋君	2番 姫路敏君
3番 佐藤憲昭君	4番 富樫光七君
5番 小杉武仁君	6番 河村幸雄君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大滝国吉君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
同 課 農 業 振 興 室 長	本 間 研 二 君
同 課 農 業 振 興 室 副 参 事	天 井 啓 喜 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	本 間 由 佳 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	伊 藤 幸 夫 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事	高 橋 直 紀 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 係 長	佐 野 正 俊 君
同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長	高 橋 和 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 雄 大 君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫 充 君
同 課 経 済 振 興 室 長	玉 木 善 行 君
観 光 課 長	山 田 昌 実 君
同 課 観 光 交 流 室 長	村 山 真 一 君
同 課 観 光 交 流 室 副 参 事	渡 辺 仁 美 君
同 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君
- 10 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	河 内 真 人

（午前 9時59分）
委員長（河村幸雄君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水

産課長 小川良和君) から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 おはようございます。それでは、議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者の指定に係る資料の6ページを御覧ください。今回の指定管理につきましては、施設名は中倉農村公園であります。指定管理者となる団体は、公園の所在する区であります中倉区であります。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。根拠条例につきましては村上市農村公園条例であり、募集形態につきましては非公募であります。公募によらない理由といたしましては、この施設につきましてはこれまでも中倉区が受けておりますが、これまでも良好な管理を行ってきた実績があり、地域の公園として一定の権限を持って自主的な運営を行ってもらうため、公園が所在する区に管理運営していただくことが適当であるためということで非公募とさせていただきます。指定期間における指定管理料については、5年間無償です。

(質 疑)

姫路 敏 これは、中倉の方々が唯一そこで公園として使うのでしょうか、よその人も使えるのですか。

農林水産課長 制限は設けてございませんので、どなたが使われてもそれは問題ないかと思っています。

姫路 敏 そこで、ちょっと私も今頃になってという感覚もあるかもしれませんが、その草刈りとか、いわゆる公園として扱うに對してのある程度の、そんなに多額な費用はかからないにしても、何か管理運営するに当たっての費用というのはかかっているかなと思うのですが、この辺どんな考え方ですか。

農林水産課長 1年間、委員おっしゃるように、経費はかかってございます。草刈りですとか除草剤散布というふうな格好の中で管理はしていただいておりますが、その経費については、基本的には集落で負担いただくという中で協定を結んでおり……契約書の中では、修繕費年間1万円を超えるものについては市側で負担するというふうな覚書を交わした中で、管理運営を行っていただいております。

姫路 敏 そうすると、年間1万円を超える管理というか、いろいろないわゆる管理、維持費については市が持つということで、市として支払いしたことはありますか。

農林水産課長 私ここへ来て4年になりますが、私が今在籍している中では支払いした経緯はなかったというふうに認識しております。受益者負担というような格好で今までも利用される地区の中で管理していただいているという中で、特にこの集落については広場的な要素の中で、トイレですとか、ほかの遊具ですとかというのがない公園になりますので、修繕が必要になるようなものが正直存在……管理物としてないというのがありますので、そういったところで1万を超えるような修繕費……1回で1万を超えるようなものが今までなかったということになるかと思っております。

姫路 敏 うちの町内も公園でお借りしている場所ありますけれども、そこに草刈りすれば草刈りの刃が壊れたり、あるいは除草剤一部まいたりということを見ると、1万円ばかりすぐなるのでないかなと思うのです。そうすると、中倉さんの町内から、いや、除草剤と刃の交換、草刈り刃の交換だの何だので1万350円かかりましたということを書いてきたら、それをお支払いしますか。

農林水産課長 そこら辺はあれなのですけれども、一応集落のほうから収支で毎年度報告いただいている中では、区からの繰入れというふうな形での、区からの収入と支出がイコールということの中で、それぞれ皆さん1万円で収めていらっしやっていたみたいなところなんです。厳密に集落の中ではいろんな工面をされて、管理運営していただいていると思うので、それを超えないような範囲の中でというふうなことでやられているというふうに認識しておりますし、修繕費というふうなところになりますので、1万を超える部分については、今言ったような維持管理の部分については受益者負担というふうな格好の中で集落の方に負担いただいているというところで、若干1万円を超えても、それは今言ったように受益者負担の範囲の中でというふうなところになろうかと思えます。

姫路 敏 中倉集落と同じような農村公園というのは幾つぐらいございますか。
農林水産課長 ちょっと数は今すぐ出てこないのですけれども、農村公園という形であれば荒川地区と神林……各旧町村単位でございますが、指定管理を出しているのが荒川地区と村上地区の農村公園という格好で、大体圃場整備ですとか、そういった事業に絡んで整備したところを中心になりますので、農村公園という形で設置されているのが、なので今言ったように農村公園そのものは荒川、神林、村上地区のところに存在していて、神林地区以外、荒川と村上地区については指定管理という形で出させていただいております。

姫路 敏 ということになれば、要するにその集落に、市としての持ち物だけれども、公園として大いに使ってくださいと。ただ、申し訳ないけれども、管理、草刈りなども出てくるかもしれぬけれども、それは集落として逆に上手に、お金かかるけれども、その辺は管理してってもらいたいのだということ、それを了承してくれてみんなやっているの、市から何ぼ超えたら何ぼなんていうのも過去にもないし、今もないし、これからは恐らくあんまりそういうことないのではないかと、これを5年間また再申請で再度延ばしていきたいと、こういう考え方でよろしいのかな。

農林水産課長 はい、おおむねその考え方でよろしいかと思えます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第88号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第98号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（観光課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

観光 課長 おはようございます。それでは、議第98号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。決算書の254ページ以降になりますので、御覧ください。蒲萄スキー場につきましては、昭和63年に開設いたしま

して、昨年度がラストシーズンとなりました。シーズン当初の12月25日から29日までは雪不足のためオープンできませんでしたが、その後は積雪や天候に恵まれ、12月30日から3月の9日まで69日間営業を行うことができました。利用者につきましては、令和5年度と比較しますと約156%、人数で8,071人増の1万3,230人となっております。それでは、決算について説明をさせていただきます。まず、歳入についてであります。254ページ、255ページに収入済の額の記載がございますが、歳入合計につきましては1億2,766万4,413円であります。歳出につきましては、256ページ、257ページに記載がありますが、歳出合計額で1億331万4,413円であり、歳入歳出差引残額2,435万円を特別会計の廃止に伴い、一般会計に引継ぎをいたしました。歳入の部であります。詳細について御説明をいたします。まず、歳入につきまして、258ページ、259ページを御覧ください。1款1項1目売上金は、スキー場の自動販売機、スキー用品の売上げなどで52万2,932円、昨年比で37万1,946円増えています。2款1項1目蒲萄スキー場使用料は、リフトの使用料であります。1,384万5,897円、令和5年度に比して781万875円増えています。3款1項1目は一般会計繰入金で8,396万8,504円、4款1項1目繰越金は前年度繰越金で257万7,454円あります。5款1項1目の雑入につきましては、それぞれの記載のとおりでありまして、合計で454万9,626円となっております。6款1項1目スキー場整備事業債2,220万円と合わせまして、歳入の合計が先ほど申し上げました1億2,766万4,413円あります。歳出の部につきまして、260ページ、261ページを御覧ください。1款1項1目の一般管理費、備考欄1、蒲萄スキー場一般経費ですが、主な内容といたしましては、従事する職員の時間外勤務手当や下越地域スキー観光連絡協議会など、各協議会等の負担金です。備考欄2、蒲萄スキー場運営経費につきましては、会計年度任用職員である現場作業員の報酬やロッジ、圧雪車の修繕料、各種委託料などスキー場の運営に係る経費であります。下から2行目、工事請負費5,150万6,400円につきましては、2級河川蒲萄川護岸改修工事や市道蒲萄5815号線側溝改修工事、第2ペアリフトネガチプレーキオーバーホールなど4事業にかかった経費であります。また、2款1項の公債費では、1目の元金で起債償還金が903万3,122円、2目の利子で起債償還金の利子として20万619円の支出となっております。262ページ、263ページを御覧ください。歳出の合計が1億331万4,413円となっております。なお、繰越明許費4,635万円につきましては、蒲萄スキー場治山施設土砂撤去工事、蒲萄スキー場防災点検業務委託に係る費用でありまして、事業につきましては既に終了しております。説明は以上であります。

(質 疑)

姫路 敏

歳出のほうでなのですが、261ページです。備考欄の蒲萄スキー場一般経費の中での備考欄2の蒲萄スキー場運営経費、会計年度任用職員の報酬ってございますが、これは予算にはないですね、この項目は。予算にあるとするならば、事務職員費とか現場作業員費とかということなのですからけれども、ちょっと確認してもらえますか。予算書のほうでは、予算書にも記載がございまして、予算額といたしましては1,356万3,000円ということに記載されているというふうに認識しておりますが。

観光 課長

姫路 敏

予算書のどこに記載されているの。私穴が開くほど見てきたのだけれども、会計年度任用職員なんていう項目ないですよ。管理事務、事務員と現場作業員というふうにししか書かれていないが、これは、では全部会計年度職員なのだという解釈として

捉えればいいのですか。

観光 課長 すみません。今ほど予算要求書で私金額を申し上げましたが、すみません、予算書を今持っていないので、確認させてください。

姫路 敏 恐らく私の言っているとおりなのだろうなとは思いますが、確認しておいてください。それにしても、当初1,356万3,000円というのが1,532万9,252円として、いわゆるプラスになっているわけですよ、170万相当額が。それと併せて、備考欄1のところの時間外勤務手当、恐らくこの方々に与えられる金額なのかなとは思いますが、これが約100万円、99万4,969円ということなので、これはスキー場に入場者というのが増えたがゆえに、その辺のところがかかった費用なのかなと、こういうふうに思いますが、人件費として、そうなのですか。

観光交流室長 蒲萄スキー場一般経費の時間外勤務手当でございますが、こちらは市職員、一般職員の時間外勤務手当になってございます。

姫路 敏 一般職員。会計年度職員ではなくて、一般職員というのは何人ぐらいなのですか。

観光交流室長 従事している職員ということで、3名の職員の時間外勤務手当となります。

姫路 敏 では、この3名の職員の手当というのは、この蒲萄スキー場の会計の中には入っていないの。

観光交流室長 給与については、観光振興経費から支出しておりますし、時間外勤務についてはこちらのスキー場の特別会計から支出していたということでございます。

姫路 敏 では、観光に関係するこちらの職員が行って、そっちで、蒲萄スキー場でわたわた時間を過ごした、忙しくて。その部分については、時間外手当として蒲萄スキー場の会計から支出したと、こういう感覚かな。それでいい。

観光交流室長 はい、お話しいただいたとおりでございます。

姫路 敏 では、備考欄の2のグレンデ草刈り業務委託料231万円でございますが、これ予算では250万8,000円という予算だったわけですが、若干20万ぐらい下がっておりますが、これなぜそうなったのですか。

観光交流室長 こちらにつきましては、予算額に対しまして見積りを取らせていただいたところ、減額というか、決算額のとおりいただいたものでございますので、減額となっております。

姫路 敏 それでもって、今年度、令和7年度はこの蒲萄スキー場の特別会計についてみれば、いわゆる蒲萄スキー場条例が廃止されたということに伴ってその予算立てはないのですが、ただ一般会計の中で施設維持保全業務委託料として250万8,000円というのは、これまさに草刈りの値段なのでしょうけれども、それは前年度と同じような形で今年度の一般会計での予算の上げ方は、それに伴って、それと同じように上げたわけですか。

観光交流室長 はい、お話しいただいたとおりでございます。

姫路 敏 それと、もう一つ、借地料、これ予算においては270万8,000円という予算が上げられているわけですが、このたび支払いを見ると268万7,827円ということで、若干ですが、10万円ぐらい下がっていますけれども、これはどういうことで下がったのですか。

観光 課長 予算立てといたしましては270万8,000円となっておりますが、実際に契約した金額は今委員おっしゃったこの決算額になっておりますので、これで実際契約ができたということでございます。

姫路 敏 そうすれば最初から268万7,827円で上げておけばいいのではないですか。これ下が

るなんていうことは、放棄したとか、支払いを要らないよと言った人が出てこない限り、値段なんていうのは下がらないのではないですか。これは、だから……

(何事か呼ぶ者あり)

姫路 敏 いや、270万8,000円です。

(「そうですね。207万って言った」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 ごめんなさい。私の言い方が悪かった。270万8,000円の予算が立てられていたところ、268万7,827円が支払われているということなので、契約がそんな途中で変わるなんていうのはほとんどあり得ない世界だと思うので、何で下がったのかなと、こういうことを聞いたら、今の答弁でいくと、いや、それはそうやって支払ったのだから、そのとおりののですって言われても、何でかなって不思議に思うわけです。というのは、どういうことをきっかけに言っているかというのと、恐らくいろいろな集落の今後の事業説明、いわゆる蒲萄スキー場をやるところの説明によると、市が又貸しするというのでシンクファーストさんと了承していくという中で、この辺というのはやっぱり大事なところなので、どうなのかなと。不思議でしょうがないのですが、来年度から市は払うにしても、シンクファーストさんからもらうにしても、ベースは268万7,827円なのかなって思ったりしますけれども、そういう考え方でよろしいのですか。

観光 課長 来年度以降の借地契約に関しましては、これは今おっしゃったように事業者さんのほうで……一旦市がお支払いして、事業者さんからいただくというような形になります。ただ、その金額のベースとなりますのは、今おっしゃった決算額がベースになっていくと思います。いずれにしても、市が支払った同額を事業者さんからいただくということになりますので、一旦市が予算化して地権者の皆さんにお支払いするというような方法で今合意をしたというところでございますので、今この決算額の金額がベースになっていくものと考えております。

姫路 敏 いや、私は、それはそれで今後の話なのでしょうけれども、決算上での話を聞いているわけです。270万8,000円ということの契約的な借地料を市はこれまでもずっとやってきただろうし、だから270万8,000円ってここに書かれていれば、ああ、そうなのだろうと思うけれども、268万って約9万円ぐらいですか、下がっているの。そうすると、9万円っていったら結構だなと思ったりもするので、なぜ下がったのかなと不思議に思ったから質問しているのです。分からなければ後でいいです。

観光 課長 すみません。ちょっとこれは確認させて、御報告させていただきます。

姫路 敏 それと、来年の話も出てきたし、決算の話しているもので、今年度の予算で確かに借地料も上がっている。さっき言ったように、草刈り事業の予算も一般会計の中で上がっている。要するに予算通過してやっている。なのに6月に地権者に対しての支払いをしていない。それがゆえに大もめして、いわゆる集落の地権者が、ああ、村上市さんの言ったとおりで分かりましたと、又貸しに了承しますという了承のやつ、承諾書というのが取れなかったのです、期限までに。二、三日過ぎてやっとこすつとこ理解してもらって承諾書を取ってきましたが、なぜそういうことをするのか、なぜ6月に支払わなかったのか、ここをちょっと教えてもらえますか。

観光 課長 借地料の支払いに関してでございますが、これは例年であれば6月から7月にかけて借地料をお支払いしてきたところでございます。今年度につきましては、市も原状回復をする予定でございましたので、それは例年どおりお支払いする予定でございましたが、事業者のほうからスキー場運営をしたいという申出がございました。

これにつきましては、市の方針がまだ出ておりませんでした。本来であれば、事業者と地権者の2者契約、これを結べば市が借地料を支払う必要はございませんでした。しかし、地元からもその借地料については市からお支払いいただきたいというような要望が出てまいりました。それにつきまして協議をいたしまして、市の方針が決定したのが8月の末、下旬でございます。これによりまして、市がまず予算で盛っております借地料をお支払いして、その後事業者から同等額をいただくというような方針になりましたので、9月に入りましてこの旨を地権者の方に御説明したわけでありまして、ただ、今委員がおっしゃったように、そういった例年6月、7月お支払いしていた借地料、こういった事情があるので、少し遅れますというような御報告を本来地権者の方にすればよかったわけでございますが、その点につきましては私どもも非常に反省をしているところでございます。今現在地権者の方には請求書を送らせていただきまして、順次私ども手元に来ておりますので、順次借地料をお支払いしている段階でございます。

姫路 敏 ということは、まだ払っていないということなのかな。シンクファーストさんが、事業者がスキー場を私どもがやりたいと願い出てきていたのは3月の末ぐらいですよ。4月に入ってから議会に説明がございました、観光課長のほうから。それで、今後いろいろ収支なども含めて考えていきたいと。それで、考えていくはいいけれども、日数だけがどんどん過ぎていく。シンクファーストにやらせるかどうか、これを判断できていなかったはずですよ、6月には。なぜかという、事業計画書を出してくれて言っているのだもの。それを見て判断しなければならぬと。何を言いたいのか。シンクファーストの契約もどうなるかも分からないのに、地権者に対して何も払わない。これは、地権者から不満が出て当たり前ですよ。中に生活費の足しにしていたのだと、それを。足しにしようと思って待っていたのだという地権者もいるわけですよ。あなたたちにとってみれば人のことだかもしれぬけれども、もらう側からすれば、やっぱりそういう思いで待っている人も中にいたのですよ。こういう市の体制、姿勢が地権者にとっての怒りに変わっているのです。副市長、この件どう思いますか。すみませんでした、間違っていました、言うのを忘れていましたで済むのですか、これ。

副市長 今課長の説明で、本来6月に支払っていく、6月から7月に支払っていくものだというのでありますけれども、このたびシンクファーストさんの事業の申出ということで、そこにつきましては本当に地権者に対しまして、こういう事情で遅れるのだとすれば、遅れる旨をやはり伝えるべきものだったろうなというふうに思っております。委員おっしゃるとおり、これを金額は多い、少ないは別といたしましても、やはり毎年この時期にお支払い、市が支払うことになっていけば、それを当てにしている方がいるというのは当然のことだと思いますので、本当にそれは地権者に対して本当に申し訳ないというふうに思っているところでございます。今後こういうことのないようにしなければならぬなというふうに考えているところでございます。

姫路 敏 協議会に切り替えていただきたいと思うのですが、議事録の出ない状態で、それちょっとお話ししたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長（河村幸雄君） 暫時休憩を宣する。
（午前10時38分）

委員長（河村幸雄君）再開を宣する。

（午前11時05分）

観光交流室長 先ほど御質問をいただきました予算書と決算書の会計年度任用職員さんの表記の違いということで、予算書上は会計年度任用職員さん、区分ごとに表示はされておりますが、決算書では会計年度任用職員ということで1項目で、システム上そういう表記になってしまうということで御理解をいただきたいと思えます。

観光 課長 もう一点、借地料の関係でございます。借地料につきましては、予算上270万8,000円ということで、決算で268万7,827円ということで、その差が2万173円ということでございます。これにつきましては、お一方契約途中でお亡くなりになった方がございまして、その方と契約ができていない分がちょっと残として余ってきたということでございまして、その土地については現在使っていないということでありまして、その差が2万円ほどということになっております。

姫路 敏 観光課長、その件で。ということになると、今承諾書というのを頂きましたよね、土地の地権者に。それは入っていないということですか、その分は。

観光 課長 その方につきましては、相続とかいろいろされる方に連絡は取っているのですが、やはりちょっと連絡が取れないということで、その方の分は承諾はいただいておりますが、今までどおり使用しないということで。場所につきましては、山ののり面のほうでして、第1リフトを上っていった、降りた先、のり面で、特にグレンデに支障がない部分でございます。あと、もう2筆については、下のほうの端っこのほうで、面積も僅かですので、そこも支障ございませんし、一部駐車場にかかっているところがございますが、そこも端のほうですので、使わないというような対応で今までも来てございます。

姫路 敏 それの問題になることあるのですよ。関川村で分かるとおおり、市道のところに私道の土地があって、それをくい打って、穴掘って、走らせないって始まったの分かるでしょう、前に。それで、それを高く買ったのですよ、村で。まさかスキー場のところにくい持ってきて、ここは俺の土地だから入るなよなんていうようなことをするよな、ではないですか。大丈夫ですか、そこは。

観光 課長 今その土地につきましては、亡くなった方のお孫さんが世襲相続人ということになるそうでございますが、その方とこちらからはアポを取って連絡しているのですが、向こうから連絡がないような状態が続いております。その方に関する……親戚の方が蒲萄にいらっしゃるのですけれども、その方はその土地について実際管理していらっしゃる方でございますが、その方には御了承をいただいているところでございます。

小杉 武仁 261ページ、同じところの蒲萄スキー場運営経費ですけれども、修繕費、圧雪車という御説明ありましたが、圧雪車って2台ですよ、所有しているのは。ですよ。

観光 課長 はい、2台であります。

小杉 武仁 そのうちの1台の修繕という理解でよろしいですか。

観光交流室長 そうでございます。

小杉 武仁 ちょっと故障していて動かない状態だったというようなことを委員会の中でも話出していたと思うのですけれども、今現状であれば2台稼働できるような状態になっているという理解でよろしいでしょうか。

観光 課長 1台は動くわけですが、もう1台のほうはやはり修理をしないと動きません。それにつきましては、市のほうでは無償貸付けということでございますので、事業者のほうで修繕をして使うということでございます。

小杉 武仁 今後のことはそういうことなのでしょうね。圧雪車の管理ってどうなっていますか、今現状。例えば雨ざらしになっているのかとか、どういう状況で管理、保管しているのかというのを聞かせてください。

観光 課長 蒲萄スキー場のほうに圧雪車の格納庫がございまして、こちらのほうにしまっている状態でございます。

(「2台とも」と呼ぶ者あり)

観光 課長 はい。

小杉 武仁 これ修繕ですけれども、メーカーさんで修繕するのか、どのような修繕の方法があるのか。例えば地元の事業者さんで修繕できる事業所があるのかも含めて、ちょっと教えていただきたいと思います。

観光交流室長 令和6年度の修繕につきましては、地元自動車屋さんのほうで対応をいただいております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第98号は、起立全員にて原案のおり認定すべきものと決定した。

○以上のおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（河村幸雄君）散会を宣する。

(午前11時12分)